

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算の  
確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書について

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算の確保・拡充と就  
学保障の充実を求めることに関して、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和8年6月26日

旭川市議会  
議長 福居 秀雄 様

提出者 旭川市議会議員

横 山 啓 一  
江 川 あ や  
上 野 和 幸  
高 橋 紀 博  
品 田 と き え  
高 見 一 典  
金 谷 美 奈 子

## 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元など教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度である。この制度における国の負担率が2006年に2分の1から3分の1に変更された。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を2分の1へと復元することが重要である。

2025年1月に文部科学省が発表した就学援助実施状況等調査の結果では、要保護・準要保護率は、全国では子どもの7.3人に1人である13.66パーセント、北海道においては全国で7番目に高い5.7人に1人である17.59パーセントとなっており、依然として各家庭への負担が厳しい実態にある。

高校授業料無償化制度の所得制限は撤廃されたものの、奨学金制度を利用せざるを得ない子どもや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもも増加している。2026年度文部科学省予算では、高校生等奨学給付金が年収270万円未満から490万円未満へと拡充された。また、給食費無償化についても小学校で実施される。今後も対象者や校種、補助金額などの更なる拡大が必要である。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超過勤務・多忙化解消は不可欠である。公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が成立し、小学校に続き、2026年度から中学校においても段階的に35人以下学級が実現することになったが、高校については依然として検討にとどまっている。2026年度文部科学省予算において教職員定数改善は、中学校においては35人学級を段階的に進めるために5,580人の増、小学校においては教科担任制拡大に向けた990人など7,596人の増にとどまっている。現場が求める授業準備の確保や持ちコマ数軽減、高校への当面35人学級拡大など更なる改善が必要である。

さらに、小中学校の不登校児童生徒が11年連続で増加し、過去最高を記録している。その一因として、この間の学習指導要領改訂の度、内容及び教科書のページ数が増加したことが子どもたちに過度な負担を与えていると指摘されている。子どもたちの負担を軽減し、学校を豊かな学びの場とするためには、学習指導要領の内容や標準授業時数を見直し、カリキュラム・オーバーロードの早期改善を図る必要がある。

よって、国においては、教育予算の確保・拡充と就学保障の充実を図るよう、次の事項について要望する。

- 1 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とすること。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面は、義務教育費国庫負担金の負担率を2分の1に復元すること。

- 2 給食費（中学校）、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保・拡充を行うこと。
- 3 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡充など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保・拡充を図ること。
- 4 小中高30人以下学級の早期実現に向けて、国が定める学級編制の標準を順次改定すること。当面は、高校を35人以下学級とすること。また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちを巡る深刻な課題を解決するため、教職員定数改善や加配教員増員を図るとともに、教頭・養護教諭・事務職員・栄養教諭の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充を図ること。
- 5 子どもたちの豊かな学びを保障するため、学習指導要領の内容及び標準授業時数を見直し、カリキュラム・オーバーロードの早期改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭 川 市 議 会